

## セカンドオピニオンの申し込み方

件名「セカンドオピニオン申し込み」にて、連絡してください。  
折り返し連絡させていただきます。

1)FAX にてお申し込み → 0587-96-7098

2)Email にてお申し込み  
事務局:peer345@outlook.jp

3)当 HP のトップページより「メールでのお問い合わせ」をご利用ください。

## 来院までに準備していただきたいもの

- 1)紹介状あるいは患者情報提供書面(必須ではありません)
- 2)病理標本(プレパラート:ガラス標本です)
- 3)病理診断報告書(病理検査報告書)の写し
- 4)健康保険証(住所確認のためです。当院は自費診療です)

## 病理診断のセカンドオピニオンについて

当クリニックは病理診断に特化したクリニックです。

病理診断に関して、より詳細な説明をご希望する場合、当クリニックへご連絡ください。

まず、医療機関からご自身の病理標本を借りてください。担当医に相談していただけるといいでしょう。受診した医療機関での病理診断報告書の写しをご持参ください。病理標本が借りにくい場合はご相談ください。

病理標本が複数ある場合が多いのですが、できれば、すべての標本を借りてください。

免疫染色標本や細胞標本がある場合も、すべてお借りいただくと、診断の正確度があります。病理診断を意見書(診断書)の作成には時間がかかります。しばしば、じっくりと標本を観察する必要があります。したがって、できれば、借りた標本はあらかじめ郵送あるいは宅配でつつみ病理診断科クリニック宛てにお送りください。郵送・宅配に際しては、必ず、「割れもの注意」「ガラス標本在中」と赤字表記してください。

標本を先に送っていただいたあと、診察日を予約してください。そうすることで、あらかじめ、標本をじっくりみることが出来ますので、来院されたときは、十分な説明、セカンドオピニオンが可能になります。予約なしで来院された場合は、標本をじっくりみられないので、後日、もう

一度、来院していただくこととなります。

医療施設によっては、患者さんご本人に病理標本を渡す代わりに、当該医療機関から直接本クリニックに標本を送るという場合があります。どの方法をとるかは、受診している医療機関・担当医とご相談ください。

当院は、お送り(お持ち)いただいた病理標本を顕微鏡で診たうえで、疑問・質問に専門医がていねいにお答えします。また、セカンドオピニオンの意見書(診断書)をお渡しします。かかっている医療機関に、その意見書をもとに担当医とご相談のうえ、納得の医療につなげていただければ幸いです。ご希望があれば、病理標本の顕微鏡写真をお渡しできます。

.....

★来院前に標本を送る場合、送料は依頼主にご負担いただきます

★来院できない場合は、セカンドオピニオンの意見書を郵送することも可能ですが、できれば、面談して説明させていただいたほうがわかりやすいと思います。

★来院しないで、電話、ウェブ等で説明をご希望されるかたは、申し出てください。

.....

## セカンドオピニオンの費用

1)来院、電話、ウェブ、病理診断についての相談

30分 5000円

2)標本をみる費用(病理診断、セカンドオピニオン)

標本を顕微鏡でみて病理診断セカンドオピニオン報告書を作成します。

これを行うには、1時間～3時間を要します。

標本の数が多いと診断にかかる時間が多くなります。

要した診断時間によってお知らせさせていただきます。

### 費用の振込先

三菱UFJ銀行 稲沢支店 口座 0299974

口座名 ツツミビョウリシندانカクリニック ツツミユタカ

.....

## 病理診断とは？

病院で行う医療行為は「診断」と「治療」に分けられます。言うまでもなく、医療を受けた人は

適切な治療を受けて回復することを望みます。正しい治療には正確な診断が基本である。診断には、診察や血液・尿や便の検査や超音波(エコー)、エックス線や CT・MRI といった画像診断をイメージすると思います。私たち病理医は「病理診断」を担当します。内視鏡、メスや針で小さく採取された(生検された)組織や手術で大きく切り取った臓器は、ホルマリンで固定されたあと、顕微鏡用の病理標本(プレパラート)が作られます。病理診断ではこの病理標本を顕微鏡でみて、病気の診断をくだします。がんでは最終診断となります。病変にみられる細胞がよい(良性の)細胞なのか、悪い(悪性の)細胞なのかが判断されます。肝炎・腎炎・皮膚炎といった炎症、感染症や先天性の病気も診断されます。プレパラートは 4 ミクロン(千分の 4 ミリ)程度の薄さに削られ、細胞には色をつけられます(染色されます)。尿や痰や子宮からとられた細胞をみて診断を下す「細胞診断」も行われます。

病理診断を専門に行う医師が病理医なのです。病理診断によって、その後の治療方針が決まったり、処方される薬が決まったりするのです。そう、病理診断は適切な治療に必要な不可欠な診断行為なのです。

### 病理標本の取り扱い

通常、病理診断の説明は、担当医(主治医)から行われます。本クリニックでは、ご自身の病理標本を持参(郵送)いただいた場合、セカンドオピニオンを提供します。

患者さんから採取された細胞・組織からつくられた病理標本(プレパラート、ガラス標本)は、責任をもって病院(病理診断科)に半永久的に保管されます。

大きな病院では、病院の病理診断科で病理標本が作られます。小さな病院や診療所では、検査センター(衛生検査所)に病理標本の作製が委託されます。病理標本をつくるのは、国家資格をもつ病理検査技師の役目です。

病理標本には、医療施設名、病理番号のほか、「氏名、性別、年齢」が印字されているため、個人情報に該当します。病理標本はガラスのため破損しやすいため、取り扱いには充分ご注意ください。医療機関では、ガラス標本が破損しないように、うまく梱包してくれると思います。

お借りした病理標本はすべて、ご自身でお持ち帰りいただき、医療機関に返却願います。ご希望があれば、こちらから医療機関に直接返却することも可能です。